

使用料等の見直しに関する報告について

平成23年9月

使用料等見直し検討委員会

## 目 次

1	見直しの趣旨	1
2	見直しを行う範囲	1
3	見直しの方針	2
4	検討事項と改定予定額の算定	2
	（1）公共施設付帯駐車場の有料化の範囲	2
	（2）減額免除規定の整理	4
	（3）職員寮、教職員住宅の使用料等の見直し	4
	（4）適正料金算定のための調整事項と改定予定額の算定	4
5	手数料改定額の算定	5
6	改定時期	5
	（別表1）本区が提供している行政サービスの性質的分類	6
	（別表2）算定基礎経費と利用者負担割合の関係	7
	（別表3）改定基準額及び改定予定額表（抜粋）	8

## 1 見直しの趣旨

使用料・手数料は、様々な行政サービスのうち、そのサービスを利用する特定の方が利益を受けるものであるという前提から、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

したがって、使用料・手数料の設定については、利用する方と利用しない方の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保していく必要があります。

一方、サービス提供を行う行政においても、効率的な施設運営並びに事務処理についてもさらなる効率化と経費の削減によって利用者負担の軽減を図り、利用者の理解が得られる料金設定への努力を行う必要があります。

こうしたことから、使用料・手数料については、受益と負担の公平性を確保するという観点に立ち、継続的な運営改善努力と適正な受益者負担の原則に則り、料金設定と定期的な見直しを行う必要があります。

本区では、区独自に料金水準を設定している使用料等については、平成7年に「使用料・手数料等見直し検討委員会」を庁内に設置し、14年ぶりに見直しを行うとともに、4年ごとの定期的な見直しをルール化しました。

これを受け、平成19年に4回目の見直しを行いました。激変緩和措置として一定の調整を行ったため、原価計算による改定基準額と現行料金との間に未だ乖離があるものが存在しています。また、使用料の減額免除規定や有料化を図る駐車場の範囲など、考え方を改めて整理する必要がある課題も生じています。

このような経緯から、今回「使用料等見直し検討委員会」を設置し、受益に対する区民負担のより一層の公平性を確保するために、見直し検討を行うこととしました。

## 2 見直しを行う範囲

使用料等については、料金改定の態様から、

- ① 法令等に基づき改定を行っているもの
- ② 23区統一して改定を行っているもの
- ③ 区独自に改定を行っているもの

に区分することができます。

今回の見直しでは、「法令等に基づき改定を行っているもの」、「23区統一して改定を行っているもの」及び「区独自に改定を行っているもの」のうち、行政財産使用料については逐次改定を行っていることから、今回の検討対象外としました。また、指定管理者制度を導入し利用料金制度を採用している施設については、指定期間途中での限度額の見直しは指定管理者側の業務計画や収支計画などにも影響を与えることから、各

施設の指定管理者の公募時期に合わせて見直し検討を行っており、今回の検討対象外としました。

従って、今回の見直し検討は、行政財産使用料及び指定管理者利用料金制度導入施設の使用料を除く「区独自に改定を行っているもの」並びに現行無料の施設のうち、継続して受益者負担についての検討を行ってきたものを中心に行うこととしました。

なお、前回、施設のあり方等の検討が進められていたことから検討対象外とした職員寮、教職員住宅の使用料等については、施設のあり方等に一定の整理がついたため、今回は検討の対象としました。

また、手数料についても、使用料と同様に「区が独自に改定を行える」ものを検討対象としました。

### 3 見直しの方針

現在、本区が提供しているサービスの内容は、義務教育機会の提供や道路・公園の整備など、区民の日常生活に必要で、市場原理では提供されにくいサービスをはじめとして、会議室の貸し出しや駐車場の運営など、特定の区民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたっています。

そこで、使用料等を見直すにあたっては、平成7年の見直しで整理し、平成11年、15年、19年に一部修正を加えた本区が提供するさまざまな行政サービスの性質別分類（別表1）及び原価計算に算入すべき基礎経費と利用者負担割合（別表2）を基本として、使用料等の料額を算定することとしました。

また、手数料については、国が示す手数料の算定方法に準拠して、使用料と同様に原価を計算したうえで、その料額を算定することとしました。

### 4 検討事項と改定予定額の算定

#### （1）公共施設付帯駐車場の有料化の範囲

##### ① 総合庁舎駐車場

前回の検討時に、総合庁舎第二・第三駐車場については、周辺道路の状況及び近隣駐車場の設置状況の今後の変化を踏まえ、有料化の可能性について検討していくとしており、今回も引き続き検討を行いました。

法の規制等により有料化が困難であるとされた総合庁舎駐車場の有料化も含めて検討した結果、総合庁舎駐車場については、ピロティ下が駐車場法で定める車路の高さを確保できていないことから有料化は困難な状況です。また、総合庁舎駐車場が有料化できない状況下で、総合庁舎から離れた場所にある第二・第三駐車場のみを有料化

することも、困難と考えます。従って、総合庁舎駐車場及び第二・第三駐車場については引き続き無料とし、駐車場法の高さ基準等が緩和された時点で改めて有料化を検討することとします。

## ② 有料化の規模（20台）

公共施設の付帯駐車場については、平成7年の検討で当面、行政サービスを受けるかどうかの選択を利用者に委ねられている区民施設で、駐車場の規模が概ね20台以上のものを段階的に有料化を進めることとして、現在に至っています。しかしながら、平成7年の検討から年数が経過していること、また、受益者負担の原則から、概ね20台以上の有料化を進める基準について改めて見直し検討を行いました。

公共施設の付帯駐車場には公有財産である土地の使用料等、決算には表れないコストが日々かかっており、駐車場を利用する方に適正な負担を求めることは、受益者負担の原則からも適切であると考えます。一方、税金等をかけて有料の駐車場を運営するには収支バランスにも一定程度考慮する必要があると考えます。そこで、有料化した場合の1か月当たりの設備整備費と利用料金収入の収支について、下記のとおり試算いたしました。その結果、概ね10台以上の駐車場であれば、収支が均衡します。

このことから、行政サービスを受けるかどうかの選択を利用者に委ねられている区民施設については、当面、概ね10台以上の駐車場施設について、有料化を進めていくこととし、今後、公共施設付帯駐車場の有効活用について、引き続き検討することとします。

### 有料駐車場の1か月当たりの収支見込

(円)

	施設の駐車場規模			
	5台	10台	15台	20台
駐車場の形態	個別ロック式	個別ロック式	個別ロック式	ゲート式
駐車場整備費	6,048,000	8,064,000	10,080,000	12,096,000
1台当たり整備費（参考）	1,209,600	806,400	672,000	604,800
月額リース料【支出計】（A）※1	100,800	134,400	168,000	201,600
1時間当たり料金単価	200	200	200	200
1台当たり月額収入 （1日2.3時間×30日）※2	13,800	13,800	13,800	13,800
月額料金収入【収入計】（B）	69,000	138,000	207,000	276,000
（B）－（A）	-31,800	3,600	39,000	74,400

※1 整備費を5年リースにした場合の1か月当たりの経費。

※2 区有施設の時間貸有料駐車場における平成22年度実績により、1日2.3時間の利用を見込んだ。

## (2) 減額免除規定の整理

前回の検討で、地域コミュニティ施設については、「公共的活動を目的とする団体が公益的な活動を行う目的で施設を使用するとき。」など、使用目的により減額免除規定を整理することとし、他の施設についても、この考え方に準拠して適宜見直しを行っていくこととしました。今回、他の施設についても、各施設の設置目的を推進するために使用する場合に減額免除を行うよう規定の整理を行うこととし、施設ごとの具体的な運用基準については、引き続き検討していくこととしました。

## (3) 職員寮、教職員住宅の使用料等の見直し

前回の検討では、職員寮、教職員住宅については、職員の福利厚生面や施設のあり方について別途検討が進められていたため、検討対象外としましたが、高砂教職員住宅を廃止するなど施設のあり方等について一定の整理がついたことから、今回見直し検討を行いました。

その結果、職員寮（立石寮・白鳥寮）貸付料については、現行料金が原価と均衡しており、民間相場も考慮して、据え置きとしました。一方、教職員住宅（保田しおさい学校教職員宿舎）については、喘息や心身症等の持病を持った児童が寄宿しているため、教職員は昼夜を問わず24時間体制で児童の安全確保を図る場合があり、また、災害時には休日も含め学校施設の管理保安要員としての役割も併せ持っていることから、引き続き無料としました。

## (4) 適正料金算定のための調整事項と改定予定額の算定

使用料等の料額を算出するためには、受益者負担の対象経費として原価計算に算入すべき算定基礎経費と利用者負担割合を定める必要があります。今回の見直しでは、前回の見直しにおいて整理した算定基礎経費と利用者負担割合を踏襲することとしました。（別表2）

そこで、上記の基準に基づき原価計算を行った結果、改定基準額を別表3のとおり算出しました。過去、4年ごとに4回の改定を行ってきたこと、維持管理経費や職員数の見直しの効果等により、現行料金と原価との差である乖離率が1倍前後である施設が多くなってきました。一方、施設によっては乖離率が未だに2倍以上となるものもありますが、改定予定額をそのまま適用すると、近隣自治体や民間、本区の同種施設の使用料との間に均衡を欠く結果となります。また、料額の急激かつ大幅な引き上げは、区民への負担及び行政の安定性の観点から避ける必要があります。

このため、次の点に留意し、料額算定を行うこととし、別表3のとおり改定予定額を調整しました。

- ① 近隣自治体の同種の使用料等との均衡を図る。
- ② 民間の同種の施設の利用料との均衡を図る。

- ③ 同一目的、内容のサービスには統一的な料金を設定する。
- ④ 急激な区民負担を避けるための激変緩和措置として
  - ・原則として改定上限倍率を1.3倍とする。
  - ・ただし、近隣自治体の同種の施設の使用料等との均衡を図る場合や、民間の同種の施設の利用料との均衡を図る場合は2倍を限度とする。
- ⑤ その他、特に政策的に判断すべき使用料等について考慮する。

## 5 手数料改定額の算定

手数料は、過去において国や都の事業の影響を大きく受けていたものが多く、現在でも国や都と同一の単価を使用するなど、23区で統一を図っているものが多くあります。区が独自に手数料を設定できるものは、戸籍・住民票・印鑑登録関係の手数料など限られたものですが、その主だったものも、23区で統一的な金額設定となるよう調整を行っています。

具体的な手数料の原価計算については、国の示す算出方法を準用し、「人件費」+「物件費」+「その他の経費」を算出基礎とすることとし、人件費平均の1分あたり単価と処理時間数から人件費を、申請書等の印刷費、処理に要する事務費などから物件費を、電算関係のリース料などからその他の経費を算出し、平成22年度の年間処理件数から1件あたり単価を算出しました。

これによる戸籍関係等の手数料の原価計算の結果、改定基準額と現行料金の間には、2倍以上の乖離がある手数料もありましたが、その主な経費は職員人件費であり、窓口における処理時間等との関連が強く、この処理時間の短縮を図ることが先決であるとの結論に至りました。

本区が独自に決定できる手数料については、今後、民間事業者が担える業務については民間活用を推進するなど、さらなる効率化と経費の削減を図った上で改定を行うべきであることから、今回、据え置きとしました。

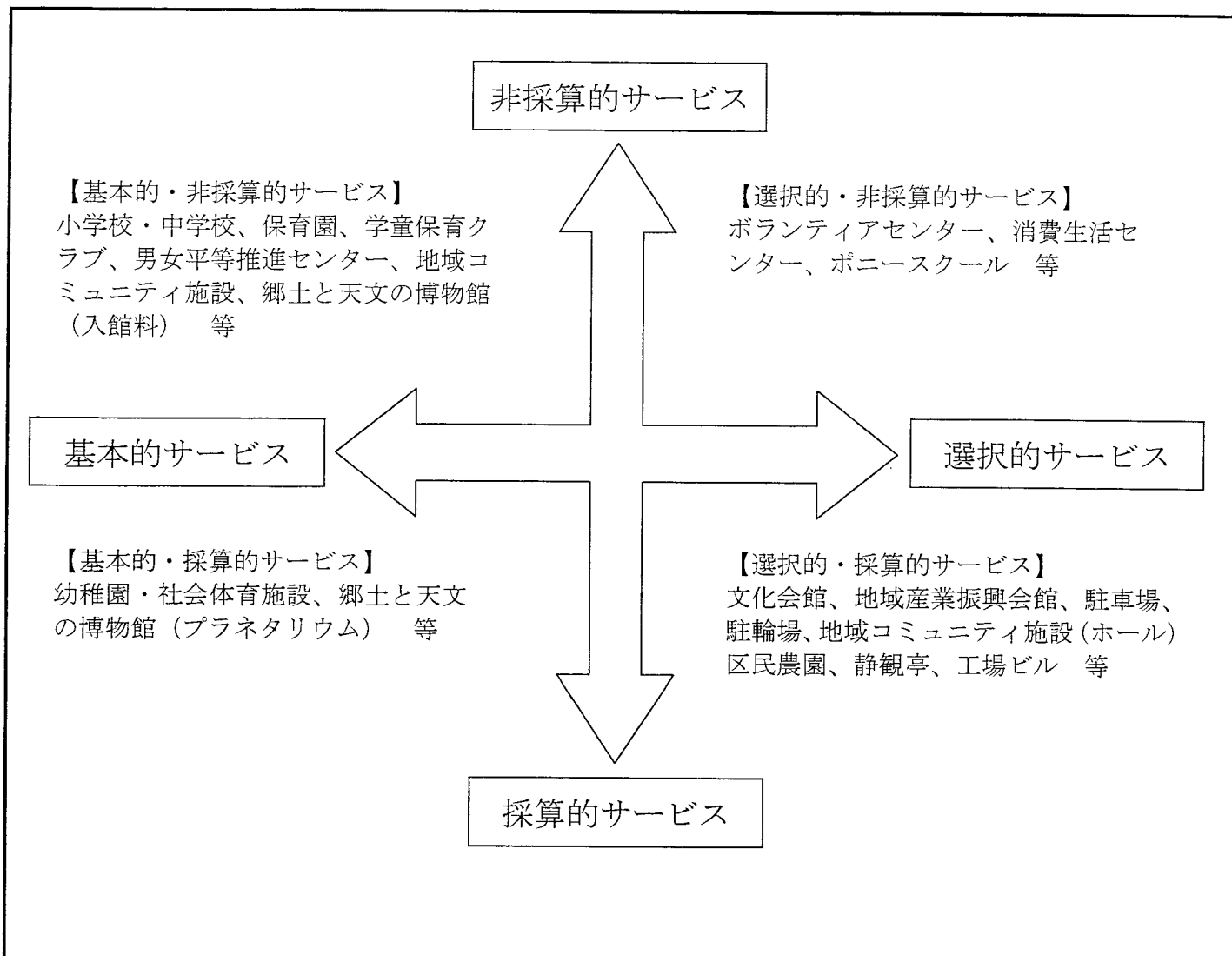
## 6 改定時期

原則として、平成24年4月1日とします。

ただし、平成24年3月31日までに申し込みがあり、使用承認を与えたものについては、値上げとなった施設では従前の料金による徴収とし、値下げとなった施設については、新料金を適用します。

また、条例改正は、原則として平成23年第4回定例会に提案します。

本区が提供している行政サービスの性質別分類



<行政サービス分類の考え方>

- ① 「基本的サービス」と「選択的サービス」の考え方
  - ア「基本的サービス」  
法令等に基づき提供している区民の日常生活に基本的な行政サービスとする。
  - イ「選択的サービス」  
区民が日常生活をより快適でうるおいのあるものにするために提供している行政サービスとする。
- ② 「採算的サービス」と「非採算的サービス」の考え方
  - ア「採算的サービス」  
民間においては市場原理により提供されているサービスであるが、行政としても提供しているサービスとする。
  - イ「非採算的サービス」  
市場原理によっては提供されにくいサービスで、行政が中心になって提供しているサービスとする。



## 算定基礎経費と利用者負担割合の関係

行政サービスの性質別分類	該当施設	算定基礎経費			負担割合
		土地使用料	減価償却費 (建物)	維持管理経費 (人件費を含む)	
基本的・非採算的サービス	小学校・中学校等	×	×	○	0%
	保育園	国の算定方法に基づき算出			
	学童保育クラブ、男女平等推進センター、地域コミュニティ施設、郷土と天文の博物館（入館料）等	×	×	○	50%
基本的・採算的サービス	幼稚園、社会体育施設、郷土と天文の博物館（プラネタリウム）等	×	○	○	50%
選択的・非採算的サービス	ボランティアセンター、消費生活センター等	×	○	○	50%
選択的・採算的サービス	地域コミュニティ施設（ホール）、区民農園、静観亭、地域産業振興会館、文化会館等	×	○	○	100%
	職員寮、教職員住宅 駐車・駐輪場、工場ビル等	○	○	○	100%

改定基準額及び改定予定額表（抜粋）

使用料等名称	施設種別	使用目的	曜日	区分	現行料金	改定基準額	乖離率	調整事項	改定予定額	倍率
男女平等推進センター 使用料	多目的ホール	目的内	統一	午前	1,600	1,750	1.09		↑ 1,700	1.09
				午後	2,000	2,170			↑ 2,100	
				夜間	2,900	3,080			↑ 3,000	
				全日	5,400	5,600			↑ 5,600	
消費生活センター使用料	消費者学習室	目的内	統一	午前	400	450	1.17		400	据置き
				午後	500	558			500	
				夜間	700	792			700	
				全日	1,400	1,440			1,400	
地区センター使用料	ホール	目的内	平日	午前	5,100	5,134	1.01		5,100	1.01
				午後	5,500	5,525			5,500	
				夜間	6,300	6,341			6,300	
				全日	13,500	13,600			↑ 13,600	
地区センター・学び交 流館使用料	和室B (15~30畳)	目的内	統一	午前	300	360	1.22		300	1.22
				午後	300	360			300	
				夜間	400	480			400	
				全日	800	960			↑ 1,000	
	洋室B (60~ 100㎡)	目的内	統一	午前	500	588	1.22		500	1.22
				午後	600	693			600	
				夜間	700	819			↑ 800	
				全日	1,400	1,680			↑ 1,700	
集い交流館・憩い交流 館使用料	和室B (15~30畳)	目的内	統一	午前	200	231	1.22		200	1.22
				午後	200	231			200	
				夜間	200	231			200	
				全日	400	560			↑ 600	
	洋室B (60~ 100㎡)	目的内	統一	午前	300	350	1.22		300	1.22
				午後	400	462			400	
				夜間	500	588			500	
				全日	900	1,120			↑ 1,100	

使用料等名称	施設種別	使用目的	曜日	区分	現行料金	改定基準額	乖離率	調整事項	改定予定額	倍率
職員寮貸付料	立石寮		統一	月額	14,300	14,014	0.98	②	14,300	据置き
	白鳥寮		統一	月額	38,000	37,240			38,000	
区民農園使用料			統一	月額	600	1,296	2.16	④	↑ 700	1.30
ボランティアセンター使用料	活動室	目的内	統一	午前	400	418	1.06		400	据置き
				午後	600	627			600	
				夜間	800	855			800	
				全日	1,500	1,520			1,500	
静観亭使用料	12.5畳間(うめ)		統一	昼間1H	400	420	1.05		400	据置き
				夜間	1,800	1,890			1,800	
保育園保育料	3歳未満児		統一	月額	17,600	73,100	4.15	⑤	17,600	据置き
	3歳児		統一	月額	11,300	29,300	2.59		11,300	
	4歳以上児		統一	月額	10,700	23,500	2.20		10,700	
学童保育クラブ使用料	学童保育クラブ		統一	月額	4,000	7,840	1.96	①⑤	4,000	据置き
工場ビル使用料	202号室		統一	月額	127,100	139,810	1.10	⑤	127,100	据置き
	204号室		統一	月額	262,400	288,640			262,400	
創業支援施設使用料	201号室		統一	月額	29,900	29,302	0.98		↓ 29,300	0.98
	202号室		統一	月額	60,000	58,800			↓ 58,800	
放置自転車撤去手数料			統一	1台	3,000	8,760	2.92	④⑤	3,000	据置き
公園施設使用料	ミニSL	小人(小学生)	統一	1回	30	32	1.05		30	据置き
		大人(中学生以上)	統一	1回	100	105			100	
学校使用料	屋内運動場		統一	昼間1H	400	1,623	4.06	①	400	据置き
				夜間1H	550	1,623	2.95		550	
	教室(一教室)		統一	昼間1H	100	793	7.93	①	100	据置き
				夜間1H	150	793	5.29		150	
	照明設備		統一	1H	600	660	1.10		600	据置き
	幼稚園保育料	保育料		統一	月額	9,800	15,778	1.61	①⑤	9,800
入園料			統一	1人	2,000	2,600	1.30	2,000		

使用料等名称	施設種別	使用目的	曜日	区分	現行料金	改定基準額	乖離率	調整事項	改定予定額	倍率	
博物館使用料	入館料	大人	統一	1回	100	102	1.02		100	据置き	
		小・中学生	統一	1回	50	51	1.02		50		
	プラネタリウム	大人	統一	1回	350	392	1.12		350	据置き	
		小・中学生	統一	1回	100	112	1.12		100		
		幼児	統一	1回	50	56	1.12		50		
	講堂使用料	目的内	統一	午前	2,100	1,780	0.84		↓	1,700	0.84
				午後	2,900	2,374			↓	2,300	
				夜間	3,700	3,146			↓	3,100	
				全日	7,000	5,840			↓	5,800	

(注) 本表に使われている用語の意味は、次のとおりである。

- ・乖離率＝改定基準額／現行料金
- ・倍率＝改定予定額（午前～夜間を合算した1日分としての換算）／現行料金（同前）
- ・調整事項欄の①～⑤の内容は次のとおり
  - ①近隣自治体の同種の使用料等との均衡を図る。
  - ②民間の同種の施設の利用料との均衡を図る。
  - ③同一目的、内容のサービスには統一的な料金を設定する。
  - ④急激な区民負担を避けるための激変緩和措置として
    - ・原則として改定上限倍率を1.3倍とする。
    - ・ただし、近隣自治体の同種の施設の使用料等との均衡を図る場合や、民間の同種の施設の利用料との均衡を図る場合は2倍を限度とする。
  - ⑤その他、特に政策的に判断すべき使用料等について考慮する。